

大寶令に定められたる大學寮の

教育史上における意味

高橋 俊 乘

一

大寶令において明に法文上に規定せられてゐる學校は大學寮と陰陽典藥雅樂の三寮と國學とである。この中陰陽典藥雅樂の三寮は純粹の學校ではなく、それぐその寮の行政事務があつて、その側に技術員を養成してゐたのである。例へば今日電話交換局において交換手を養成してゐるやうなものである。大學寮は大學とも言ふ。春秋二回に釋奠を行ひ、平素は學生を教育する。以上は京都即ち國都の所在地に設けてある。地方には各國々の國府の所在地に國學を設けて、大學寮と同じく釋奠を行ひ學生を教育させた。尙國々において醫師を養成した。學生は大國で五十人、上國で四十人、中國で三十人、下國(最小の國)では二十人の定員であり、醫生は大國

でも十人上國で八人、中國で六人、下四では四人の定員であるから、恐らくこれらは國府の廳舎の一部を借りて教育してゐたものであらう。

これら諸學校の中に最も學校らしい學校は大學寮であつて、その設備組織は他の諸學校の模範となるものであつた。かつ平安朝の始に續出した私立學校は大學寮と密接の關係を有し、比叡山その他の僧侶養成の學院も大學寮と似た組織を持つてゐたらしいから、王朝時代の教育研究の一端として大學寮とは如何なる意味の學校であるか、それについて考へてみるのは徒勞ではないと思ふ。

二

大學寮は式部省の支配を受けてゐる。寮には頭、助、允、屬の四等の事務官があり、これと相並んで明經、音、書、算の四道の教官がある。明經の教官を博士といひ、その下に助教がある。音、書、算にはそれごとく音博士、書博士、算博士がある。その人員と官位とは次のやうに定めてある。

大學頭 從五位下
一人

大學助 正六位下
一人

博士 正六位下
一人

大寶令に定められたる大學寮の教育史上における意味

大學大允 正七位下一人助教 正七位下二人大學少允 從七位上一人音博士、書博士、算博士、
從七位上各二人大學大屬 從八位上一人大學少屬 從八位下一人

博士と助教とは大寶令の職員令の明文によれば『經業を教授し、學生を課試することを掌り』、音博士は『音を教ふることを掌り』、書博士は『書を教ふることを掌り』、算博士は『算術を教ふることを掌つ』たものである。かく四道に分れてゐるが、實は三道又は二道と見るべきものであつた。學生即ち明經生は經書を學ぶ際先づ音博士について字音を學び、之に通熟して後に經書の講義を博士又は助教から受けたものである。故に音道の學生はゐない。大學には又書道の學生もゐない。それは書博士の授業を受けるものは圖書寮の寫書手等であつたから別に學生を採らないのである。故に大學の學生は令に言ふ學生（即ち明經生）四百人と算生三十人とだけである。ところが學生といひ算生といひ寫書手といひ、既に政府の官吏と言ふべきものであつて、學生は『經業を分受することを掌り』、算生は『算術を習ふことを掌る。』寫書手は『書史を校寫することを掌る。』と職員令に規定してある。但し彼等はまだ位

階動等を授けられないので卒業後官途が昇進して始めて授けられるのである。

三

右の中で明經の博士は單に博士といひ、助教も單に助教といひ、學生も單に學生といつてゐるし、且つ學生の數も非常に多い所から見ると、明經道が主要なものであることは言ふ迄もない。こゝでも主として明經道について研究して見よう。

明經道の教科は周易尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、左傳を各一經とし、其の中禮記、左傳を大經とし、毛詩、周禮、儀禮を中經とし、周易尙書を小經とした。右の中で二經を學習し終れば卒業が出来、官吏登用試験即ち貢舉を受ける資格が出来る。その外に論語と孝經とはどの學生も兼習しなければならなかつた。これら經書は皆註釋が定まつてゐて、それを諳記するのである。例へば周易は鄭玄の注か、王弼の注か、その一を學習する。もとより兼習しても差支はない。延暦十三年に春秋の他の二傳即ち公羊傳と穀梁傳とを小經に准じて教科の中に加へられた。當時は主として三禮と三傳が多く讀まれ、此れについては孝經がよく讀まれた。論語は殆ど顧みられてゐない。これは當時の儒學は道德の研究としてよりも政治の助にすることを旨と考へた爲

であらう。

と言つても政府や貴族が道德を輕んじたとは言へない。賦役令には孝子順孫義夫節婦を表彰する規定を設けてあるし、續日本紀を見れば度々孝子貞女等が實際に表彰されてゐる。大寶令發布後四十八年目の天平寶字元年には天下に勅して

家ごとに孝經一本を藏せしめ精勤誦習ますます教授を加へしむべし。

とある。もとよりこの勅命が全國一樣に行はれたとは思へない。この勅命だけは全國に一樣に布達されても筆寫が間にあはないし、かつ平民がそれを讀解する力は殆どない時代であるから、かゝる勅命は殆ど空論に近いものであるが、それでも當時の史料が示す種々の證徴によつて多少は實行されたことゝ思はれる。實行の程度はとにかく、たとへ空論にとゞまつても朝廷及び朝廷の周圍にある貴族たちが道德を顧みなかつたとは決して言へないのである。唯支那の經書を讀む際には主として政治に役立つやうに讀んだのである。

しかしかゝる傾向は大學に限つたことは無く、當時は一般に右のやうな傾向を持つてゐたので、一例をあげると、孝謙天皇が東宮に居られた頃唐より歸朝した吉備眞備に侍讀を命ぜられた事がある。その時の書籍は禮記と漢書とであつた。禮記に

よつて支那古代の制度を知り、漢書によつて前漢の政教を明にし、以て唐代の制度文物の淵源を學ぶといふ意味で選擇されたものらしい。

教官は經の講義を始めるご終まですまさないでなければならぬのであつて中途でやめてはならぬ規定である。延喜式によると講義の始の日には一定の儀式がある。尙同式には各經の講義の最大日數を規定してある。恐らく教官の怠惰を防ぐためであらう。

禮記、左傳 各七百七十日

周禮、儀禮、毛詩 各四百八十日

周易 三百二十日

尙書、論語 各二百日

孝經 六十日

教授の方法は前述の如く先づ音博士が經書の發音を教へる。學令には

凡そ學生は先づ經の文を讀み通熟して後に義を講せよ。

とある。令義解には之を解して

今此の文に依れば、明經生は必ず先づ音博士に就いて五經の音を讀んで然る後

に講義す云々。

とある。この音讀の仕事の後世の素讀のやうに訓讀するものと解する學者もあるが、例へば三宅帶刀の官職備考、どうもさうでは無かつたらしく、今日の僧侶が經典を棒讀に音讀してゐる如く、當時の學生も音讀したものらしい。發音教授をして後に講義すること恐らく今日の外國語教授のやうな方法を取つたものと思はれる。

訓讀の起源を王仁が漢籍を傳へた當時におく學者もあるが、學的根據を認められない。その他色々の説が提出されてゐるが、私は奈良朝に限つて用ひられ、平安朝の物語、日記、和歌などに見えない特種の文法が漢文の訓讀に少なからず残つてゐる點から、漢文の訓讀を奈良朝に發生したものとする意見に賛成したい。しかし奈良奠都以前八年に發布された大寶令——もつとも今日の大寶令は養老二年即ち奈良奠都後八年目に補正されてゐるが、内容の修正は殆ど無かつたさうである——を撰定した頃も廣義の奈良朝にはいるべきものであるが、その頃に既に訓讀があつたかどうかは分らない。強ひて想像すればまだその頃には無かつたかと想はれるが、假りに事實訓讀があつたとしても音讀のあつたことを否定する材料とはならない。外國文の研究には發音の讀方と譯と解釋との三段の順序あるべきが當然だと思ふ。

桓武天皇延暦十一年の格に

聞くが如くんば明經の徒、音を習ふを事とせず。聲を發して讀誦す。既に訛謬を致す。靜かにその弊を言ふ。尤も勸誘に乖く。宜しく大學及び國學の明經生等をして兼ねて音を習はしむべし。(一條兼良著令抄の學令の注文による)

とあり、同十二年の制その他に於いて専ら漢音に依つて讀むべく吳音によることを禁じられた。これらに據るも音博士の仕事は發音教授であることが明であらう。

そうして出来るだけ正確な支那音を學ばしめる事に努めしめられたものらしく察せられる。續日本後紀卷十三に朝野鹿取の傳を載せ、少遊大學、頗涉史漢、兼知漢音、始試音生云々、とある。これは延暦年中の事らしく前後の文から察せられるが、右の法令の實際效果の一例と見られる。平安朝末の大江匡房著の江家次第第五卷の釋奠の所には

式部輔以下學生を率ゐて西掖門より入り西堂に著く。贊者、座主の博士、音博士參上云々。音博士發題を讀む漢音は近代讀ます。座主の博士發題を訓讀す。

とあつて明に音讀と訓讀とを區別してある。藤原定家の釋奠次第にも同様の記事があり、これは音讀訓讀の文字を使用して二つを區別してある。漢音近代不讀とい

ふ割注は、吳音で音讀するやうに改つた事を言ふのか、それとも音讀は全く廢絶した意味か、私には分りかねるが、音讀が延喜の頃に確に行はれてゐたことは式の明文によつて疑のない事實である。

當時の教授は一字一句の末までも、生徒に諳誦させたものである。十日毎に一日の休暇がある。その休業前に試験をする。發音は一千言の中で續いた三字を隠して學生に言はせる。講義は二千言毎に、大義一條を試問する。三條を試みて二條通じたら及第とし、全く通じない者は體罰を加へられる。年の終には講義について大義八條を問ふ。六以上通じたら上とし、四以上通れば中とし、三以下は下とする。三年つゞいて下であれば退學を命せられる。年の終に發音の試問はしない。

在學九年を越えて尙貢舉に堪へない者は退學させる。國學生で二經に通熟して尙それ以上に學習したい者は試験の上大學に入學することを許す。國學が法文上に制定せられ、まだ事實上全國に普く設立せられてゐない以前から、中央政府は國學なる者を軽く見てゐたのである。そしてこの場合にも兩學通じて在學九年より越すことを許さない。師教に循はず、又一年の中公の休暇以外に百日以上休學する者は同じく退學させる。年齢二十五歳以下で服忌のために退學したものは願によつ

て再入學を許す。この場合も通じて九年を越すことを許さない。この以外には一切再入學を許可しない。

禮を行ふ時に諸種の用務のために學生を使ふのは許してある。令義解には禮を注して『釋奠及び束脩の類を謂ふ』とある。その外には妄りに學生を使つてはならぬ。又學生は作樂雜戲することを禁じてあるが彈琴弓射のみは例外としてある。これら諸項に大寶令學令の德育上の方針が如何なるもので有つたか、推察される。

四

大學に入學を許される者は五位以上の者の子孫と東西史部の子に限る。もし八位以上の子が願出た時には許す筈になつてゐる。以上すべて年齢十三以上十六以下の聰令なる者に限つてある。五位以上の中へは諸王と諸臣とを總括してある。親王は各親王家に文學と稱する侍講が置かれてあつたから此の規則の外になる。一體當時は五位以上の者が何人ゐたか、その子孫が何人居つたか、そんな數はとても分らないが後の言ふ如く五位以上の公家は二百人なかつたと考へられるがその子孫が全部大學へ行つたものでなかつたらう。

天平十一年八月に太政官から蔭子孫並に位子は年齢の高下に限らず、皆大學に入つて一向に學問するやうに命令してゐる。蔭子孫並に位子とは後に述べる如く、五位以上の者の子孫に賜る位階上の特典であるから、この命令においては年齢の制限は撤廢されてゐるが、位階上の制限は元のまゝである。平安朝に入つて入學獎勵の命令は二度ほど出てゐるが、常に天平十一年の太政官符より資格範圍は極限されてゐる。

ところが天平二年三月に太政官が

大學の生徒既に歳月を経れども習業庸淺にして猶博く達し難し。實に是れ家道困窮して資給するに物無し。學を好む者ありと雖も志を遂ぐるにたへず。

望み請ふ性識聰慧にして藝業優長なる者十人以下五人以上、専ら學問に精しき者を選び以て善誘を加へ、仍て夏冬の服並に食料を賜はらん。云々。

と奏請してゐるのを見れば、貴族の子弟は多く入學してゐなかつたやうに察せられる。この「十人以下五人以上」といふのは、言はゞ特待生であるから、此人數以外に尙若干の學生は居つた筈であるが、それらは大部分貧書生であつたものらしい。當時は貧富の差がかなり甚だしかつた故、貴族は富裕な筈である。いかに低く見ても九

年以内成績さへよければ一年目でも二年目でも卒業できる)の在學に苦しむほど貧乏ではあるまい。従つて五位以上の子孫は經濟上の問題から學業を厭ふものでもあるまい。唯學問に熱心でなかつたのであらう。だから天平十一年の官符で獎勵してあるのである。平安朝の二度の制令もさうである。源氏物語少女の卷に源氏の君の子の夕霧が大學に入學する記事がある。それを見ると、昔の大學の盛時にも劣らぬほど、今も大學の繁榮する時であり、學者が多く、そうして學者は皆世に顯れてゐると記述してあるが、學生中に夕霧ほどの身分の者は一人も無かつたらしく書き大學生は皆貧乏書生のやうに書いてある。且つかく大學が榮え、學者の多い世の中の如く書いてありながら、大學出身の公卿は著しく少數のやうに書かれてある。かく言ふと大學は常に文教上に効益がなかつたやうに聞えるかも知れないがさう速斷するのは避けなければならぬ。

大日本史列傳卷百十一より卷百四十二まではほゞ大寶の頃より延久の頃まで、即ち大寶令の發布された頃より藤原氏の勢力が將に下り阪になりかけた頃までに活動した主要な人物を綱羅してある。

右列傳はほゞ時代順に列叙してあるものゝ、事蹟の似た人々を同一の卷に集める

方針を採つてあるから、右の中から大寶年間又はそれ以前に死んだ事の明かな人を省き、後三條天皇の延久年間にまだ少年であつた人は除去すると二二二人ある。今これから大學に關する統計をつくつてみると次のやうである。一人の人が兩時代に跨る場合には、晩年になつて後の時代に入つた人は前の時代に屬する人と假定し、青年壯年の時に後の時代に入つた人は後の時代に屬する人と假定した。「大學に學んだ人」とあるのは大日本史に明記されてゐる人だけを數へ上げたのであつて、「文學の聞えある人」と言ふのは大日本史において廣義の文學即ち經書に通ずる者、史傳律令などに精しき者、詩文に巧みな者と記されてゐる人々の中、大學に入學したと記されてゐない人々を計上したのである。もとより女子は一人もはいつてゐない。

	年數	列傳にのつてある 人 數		その中で大學に學 んだ人々の數		文學の聞えある人 々の數(大學出身 を除く)	
		人	數	人	數	人	數
大寶令發布より 平安寛都まで	九二年	八九	〇	二二	二二	二四	
平安寛都より 遣唐使廢絶まで	一〇〇年	七七	二三	三〇	二二	二七	
遣唐使廢絶より 後三條天皇即位まで	一七五年	五六	四	七	一五	二七	
三六七年	二二二	二七	一二	五七	二六		

此の表はもとより極めてあてにならないものである。列傳に載つてゐる人が極めて一部の人に限つてゐるし、大學出身を明記してない人の中にも大學を卒業した人も多からうし、文學の聞えあることを明記してない人々の中には立派に當時の學問を修めた人もあつたらう。かく頼りない物ではあるが大體の傾向はわかると思ふのである。

この表だけによると奈良朝の頃に大學出身の著名な人は無い。尤も平安朝の極始の頃に活動した人の中には奈良朝の終に大學に遊んだ人もある筈であるが、右の表の中の人を一々調べて見るに二人ほど光仁天皇の末年か桓武天皇の遷都以前に大學に居つた人々がある。他は皆遷都後に大學に遊んでゐる。公卿補任に載つてゐる人の傳記を調べてみても奈良朝の公卿には大學出身はない。もとより詳細に傳を見たわけでないから斷言はできない。補任にのらない人々の中には大學出身もあることだらうと信じる。遣唐使停止(宇多天皇寛平六年)以後に活動せる大學出身の人は、四人の中三人まで使停止以前に大學を卒業してゐる。唯一人だけ停止後十四年目延喜八年に入學してゐる。右の表でみれば大學が文教に大いに功のあつたのは平安朝の初期に限つてゐたやうで、その他の時代は微々として振はなかつた

らしい。

前記天平二年の太政官の奏は奈良朝の様子を示し、源氏少女の卷は一條天皇頃の状態を示してゐる。延喜頃衰微の状態は例の三善清行の封事によつて知ることが出来るし、尙一條天皇頃の有様を告げるものには類聚符宣抄卷九に載つてゐる中原致時の奏狀がある。この二つは後に述べる事として、平安朝初期の盛大な狀況を先づ考へてみたいと思ふ。

五

かく平安朝の初期に榮えてその前後に衰微してゐるのは如何なる理由であらうか。と言ふよりも寧ろ奈良朝において朝廷は平安朝初期ほどに大學を獎勵されなかつた。全然骨を折らないのではなく續日本紀、類聚三代格などを見れば色々の獎勵をしてゐた事が分るが、平安朝初期に比すれば獎勵方法が微温的であつた。平安朝中期以後は朝政が萎靡し才學ある者を務めて要路に立たせる事もなくなつた時であるから、獎勵するだけの財政上の餘裕もなく、又獎勵する必要もなくなつた。

何故かく平安朝初期に特に獎勵せられたのであらうか。それはこの頃は特に漢

文學が榮えたからであつた。平安朝のすつと末まで學問とし言へば漢學の事であつたが、その研究が殊に初期に盛大であつた。わが國風の和歌さへ一時衰頽したと言はれる時代である。その漢詩文の研究がこの初期に特別に盛んであつた事についてはその原因は色々あるであらうが、恐らくその中でも殊に主要な原因は次の二であらう。一は支那との交通が推古天皇以來繁くなり、彼の地の文化は水の流れる如く輸入されたけれども、漢詩文の如きは中々理解しがたく模倣が難しいから、日本における斯學の發達は奈良朝頃より著しくなつて來たものの、殊に盛んとなつたのはやつと平安朝初期であつた。交通の不便といふ事も考へなければならぬが、抽象的なものは模倣追隨が困難であるから、我が國が支那との交通を始めても、その文化を輸入しても、漢文學は急速に發達するわけには行かなかつた。その明白な證據は、唐では經書の研究をするのに、唐の太宗が時の鴻儒に命じて作らせた註釋が一般に循奉されてゐたが、我が國では萬事唐制によりながら後々まで漢魏晋ごろの註釋にたよつてゐた。韓柳二家が古文を復興したのは桓武天皇の御代に當るけれども、我が國の文人は平安朝の末まで四六駢儷文を作つてゐた。

二は平安朝初期に皇威が盛んであり、紀綱は肅正され、久しく朝廷を惱ました蝦夷

も鎮定され、朝野をあげて太平を樂しみえたからである。奈良朝も聖武天皇頃は皇威の伸張した時代であつたが、紀綱が紊亂した事は争へない事實である。平安朝の初期はまだ藤原氏も權勢を恣にせず、比較的公平な政治が行はれた。後の藤原氏專權時代の弊害は少しづつ芽を出してゐるけれども、程烈しくなつてゐない。そうして外は唐渤海新羅との交通が奈良朝に引續いて盛んであつた。平安朝の中期に入つて此等の國々が時を略々同じうして皆亡んだ。それと共に我國との公の交通も絶え、この外からの刺戟は無くなり、内朝政が紊亂すると漢文學も急に衰微し大學も衰頹するのである。

平安朝の初期はこの原因ある上に代々の天皇がこぞつて漢文學を獎勵せられ、學者を朝廷に集められた。従つて大學も榮えたのである。徳川時代を除いてはこの頃ほど學者の多く又著述の多い時代はないと言はれる。その詳しい事は文學史に譲つてこゝでは省き、直接大學の状態だけを調べて見たい。

六

奈良の京における大學の規模ははつきりしないらしいが、平安京では西は朱雀大

路(今の千本通)東は壬生大路(今の二條城の西端に當る)北は二條大路南は三條坊門(今の御池通)の規模を持つてゐた。今日の道幅や道路の長さは中昔とはかはつてゐるが、その大きさを今の學校と比べてみると第三高等學校の敷地より小さく、ざつと其の七八割に當つてゐる。今日のやうに廣い運動場を必要としなかつたが、その中に菅原大江二氏の私學たる文章院が建てられてあつたし、始の中は學生は全部すべて寄宿舎に入つてゐたし、釋奠をする場所も、その祭器を入れる場所もあつたから今日の教室に當る所は割合に狭小なものであつた。

學生の定員は大寶令制定の頃よりは幾らか増加してゐる。始め令制では前記の如く博士、音書算の博士を置いて學生四百人、算生三十人を入學させる規定を作つた。官吏登用試験に通過する見込のある者が卒業できるわけであるが、その登用試験即ち貢擧には秀才、明經、進士、明法書及び算の六道となつてゐる。進士は平安朝の文章生である。學令には經書の講説に長じない者でも文藻に閑たひ、その才が秀才進士に堪へたる者は貢擧を受験させる規定だけあつて、明法について何等記す所がない。(官吏養成と大學との無關係な事は此の一事でも分るが、この事は後に細説するとし)て、明法は日本の律令について檢定し、進士は文選爾雅及び論文について試み、秀才は

論文を書かせて博學高才を調べ。これらの修養をしようとする者は獨學するか、大學外の學者について研究しなければならぬ。明法博士と文章博士との名は古くから有つたが神龜五年から大學の職員に加へられ、同時に助教と略々同じ職務を執る直講が置かれた。明法博士は二人、直講は三人、文章博士は一人であり、皆これも位階は助教と同じく正七位下であつた。これが大寶令發布後二十六年目である。平城天皇の大同三年に直講一人を減じ紀傳博士一人を置いて支那の史籍を研究せしめられたが、仁明天皇の承和元年これを廢して文章博士一人を増された。これより文章道において歴史をも研究することゝなつた。明法生は十人、文章生は二十人ある。この文章生のみは出身が違つてゐて平安朝の頃は多くは明經生より試験をして擬文章生に補し、更に宣旨によつて省試をうけて文章生に補した。文章生が作文の試験に及第すると文章得業生となる。これは定員二人であつた。天平以後は文章得業生を秀才と言ひ大寶令の秀才と意味が變つて來た。朝廷の待遇は文章得業生、文章生の順に下り、その次に明經明法算道の諸生が置かれる。釋奠の時もこの順に列席する。得業生は大寶令にはなかつたのであるが天平年間からできた。後には文章だけでなく明經明法算道にもあつた。博士はこれら得業生から補せられ

るのである。以上の定員を表示すれば次のやうになる。

文章生	二〇人	文章得業生	二人
學生	四〇〇人	明經得業生	四人
明法生	一〇人	明法得業生	二人
算生	三〇人	算得業生	二人

かく文章生の尊重される結果は當時漢詩文の重んぜられた事と相俟つて文章博士を凡ての博士中最も尊い者たらしめた。從來は文章博士は明經博士(正六位下)よりすつと低い者(正七位下)であつた。然るに弘仁十二年二月より文章博士は一躍して従五位下相當の官となり、この後は學者と言はれる人は多くこの道から出る事となつた。清原夏野や菅原道眞はこの道より出て大臣にまで陞つた。かく大學は盛んになつたけれども、最初明經を重んじてゐた精神はいつしかすたれて、時代の傾向の移るにつれて大學は文章に耽り詩を翫ぶ場所となり大學生は詩文の巧を競ふことを主とするやうになつた。

大學の會計の中で學生に給費する爲の勸學田は孝謙天皇の天平寶字元年に、大學寮に二十町(一説に三十町とあるが、二十町の方が良いらしい)を置くのが始りである。

但し勸學田の名は延暦十三年に始る。天平寶字元年から二十四年後の光仁天皇天應元年には太宰府の府學に勸學田を置かんことを上奏して許されてゐる。その官符に

右府學校六國の學生醫生算生は二百餘人あり。云々。請ふ國毎に田四町を置き、二町を以て明經秀才の者に賜ひ、二町を以て醫算の優長なる者に賜はらんと。云々。右大臣宣す。勅を奉じて宜しく請に依るべしと。

府學へは筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後六國の生徒が入學し、普通の國學より大きく、且つ國學にない算生が居り、後には明法博士も置いた程で、大學の稍小なものと言つても良い程である。普通の國學は大國で五十人、上國で四十人の定員である。右の六國の中で肥後が大國で他は上國である。然らば府學の定員は二百五十人と見て大差ないであらう。してみると定員の約五分の四は在學してゐたのである。その勸學田は二十四町あつた。今假りに勸學田のみを比較すれば大學より府學の方が良いやうである。事實として大學の方は不足勝であつて十分に生徒に給費獎學がでなかつたから天應元年から十三年のち延暦十三年即ち平安遷都の年に越前加賀郡の水田百二町餘を加へて百二十餘町とした。この頃和氣廣世が始めて大學別

當となつた。別當は大學頭の上に位して大學を總裁する官で、親王、大臣、納言中より之を補する例であつた。廣世は在任中に大學へ私田二十町を寄附した。これで勸學田は一百四十餘町となつた。越前の學田を置く時の勅の中に

朕心を膠序に留め、想を儒宗に屬す云々。而も經藉之道今に隆ならず、好學之徒聞ゆるなし云々。其れ去る天平寶字元年置く所の大學寮田二十町は生徒稍衆くして費を供するに足らず。宜しく更に前件の水田を功置し、前に通じて一百二十餘町を名づけて勸學田と曰ひ、生徒に贍給しその業を遂げしむべし云々。

その後も勸學田は次第に増加した。學生は朝廷の暖い保護を受けて心配なく勉強できたらしい。山城久世郡の三十餘町、河内茨田澁川兩郡の五十五町を生徒食料とし、又毎口大炊寮百度飯一石五斗を給したともあり、尙諸種の補助があつた。かくして多くの學者は輩出した。勸學田は成績のよい學生、父祖の功勳ある者などを補助するので全部の生徒に給與するのでは無いらしい。然しこのやうに勸學田が多くなれば給費生を多くしても可い。學生は常にすべて官費のやうに考へてゐる人もあるが、それは誤と思はれる。

平安初期は前述の如く漢文學の最隆盛期であつた故、大學だけでは不足として私

學が續出した。和氣廣世が建てた弘文院を筆頭に、藤原冬嗣が建てた勸學院、橘氏公の學館院、在原行平の斐學院、菅原清公、大江音人の文章院等が續々建てられた。弘法大師も綜藝種智院を建てた。右の中で純粹の私學は綜藝種智院のみで、他は一族の子弟や自家の門人を入れたものである。ところが綜藝種智院は實際に開校したかどうか分らぬ位早く亡び、弘文院も早く亡び學館院、斐學院もその氏の衰へると共に衰へ平安朝末には亡んだ。文章院も平安朝末期に亡んだらしい。その後も永くつゝいたのは勸學院のみである。勸學院の盛時は大學よりも學生が多かつたと言はれるが、藤原氏に俊秀な人物の輩出したのもこの院の力が多かつたらう。これは鎌倉時代の末までも微弱ながら續いてゐた。

大學寮の最後は高倉天皇の安元三年の大火であつた。しかし平安朝初期の末には既に餘程頽廢した。三善清行が醍醐天皇の延喜十四年に上つた封事の其四には、大學の由來殊に給費の來歴を述べた後に

而も年代漸く久しく事皆隱違す。承和年中に加賀郡勸學田を伴善男に返給す。又勅して久世郡の田を分ちて四分とし、その三分を典藥左右馬の三寮に給し、纔かにその一分を留めて學生料に充つ。河内兩郡は水に遭うて河を成す云々。

當今遺る所は唯大炊寮飯料米六斗と久世郡遺田七町のみ。此を以て數百の生徒に充つ。薄粥を作るとも猶亦周からず。後進者は大學は是れ坎壈之府凍餒之郷なりと思ひ、遂に父母は相戒しめて子孫をして學館を齒せざらしむるに至る。是に由つて南北の講堂は鞠して茂草となり、東西の曹局寄宿舍は闕として人なし云々。(原文を少々節約してある)

と言つてゐる。文は誇張に失してゐるが、是に由ると承和の頃即ち平安朝初期の中頃から衰へかけたらしい。右の封事と前記統計表とは同じ結論を示してゐる。事實として延喜の頃に大學生が無くなつたわけではない。學生は有つた。學問希望の人は多かつた。しかし大學は最早や俊秀の人を出さなくなつたのである。紫式部は延喜の頃より七八十年後の人である。源氏物語は小説であるから時代を限定するわけにはいかないが、この衰頹の時代の様子を示してゐると思はれる。延喜式に至つて

凡逸學の徒情に入學を願はゞ、年の多少を限らず、すべて簡試を加へ、その一經に通ずるあらば、學生に預るを聽せ。但し諸王及び五位已上の子孫は簡試を煩はさず。(逸學とは大學外にて學習するの意)

とあり、一經さへ出來たら誰でも入れることになつてゐる。これだけ門戸を開放した。それは入學希望者の減じた爲であつたらう。此の開放は理想上はよい事にちがいないが、事實は悪い結果を示し、後に記す如く多くの無頼の徒を入學させる原因となつた。

七

世には往々にして大學を官吏養成の學校であるといふ人がある。然しそれは誤つた觀察である。大學も官吏の登龍門であるが唯一のものではない。もしこの觀察を眞なりとすれば朝廷においてもつと大學の爲に努力すべき筈であつた。奈良朝の末から學生がやつと増加した。それまでは朝廷であまり獎勵をしてゐない。大寶令發布後數年間は大學も絶えてゐた。かつ前述の如く貢舉の中で明法は最初は明に大學で養成しなかつた。又秀才進士は學生以外からも採用し又學生中からも採用してゐるがそれら學生中の進士志願者の爲に特別の教官を置いた事なく教科もなかつた。

一體當時は貴族が政治に參與した時代である。官位の卑しい者から拔擢する例

は中々多いけれども、高位高官に上る者は大抵身分がきまつてゐる。之に反して貴族の子弟は生れつき高位に昇るのである。官吏となつたあとで立派な働き振を見せるために漢學の修養を必要とするにすぎない。そのために教育學問が必要である。しかもそれは大學に限つたわけではなからう。源氏の君がその子夕霧を大學に入れた時にかう云つて諭してゐる。(少女の巻)

高い身分の家の子と生れて官爵は心のまゝとなり、權勢も恣に振舞へると、學問に身を苦しめる事は段々縁遠くなると思はれる。逸戯に耽つてゐてしかも心の儘に官爵を上るときは、權勢に集る世間の人々は、心の中では嘲笑しつゝ追從し機嫌を取つて取巻いて來るから自然と人物らしく見え一かど立派にも見え、時世が變化して頼みに思ふ人が死んで自分の權勢が衰へ始めると遂には人に賤まれ侮られ頼み所もないやうになる。だから學問をしておいて其れによつて自分の才能を發揮するように努めなければならぬ云々。

とある如く、貴族には官爵は心のまゝであるが、學問しておかないと世に重んぜられず、才能も發揮できないから困ると言ふに過ぎぬ。

しからば大學は低い官吏を養成する所かと云ふに、大學は五位以上の子孫と東西

史部の子に限る。六位以下八位の子は請願して許された者に限つてある。令には五位以上の貴族の子は親の威光によつて、何等の勳功なくとも二十一歳になればすべて五位以下八位までに叙せられた。これを蔭位といふ。次の通である。三位までを蔭子といひ、四位五位の場合を位子といふ。

嫡子

庶子

一位	從五位下	正六位上
二位	正六位下	從六位上
三位	從六位上	從六位下
正四位	正七位下	從七位上
從四位	從七位上	從七位下
正五位	正八位下	從八位上
從五位	從八位上	從八位下

尙三位以上は孫にも蔭位を叙した。其れは子より一等を下す定である。

ところが大學の學生その他が貢擧を受けて及第するとして任官されても位は概ねこれより低かつた。

秀才は政教の根本問題について論文を書かせる。これを方略策といふ。例へば『周代に人材輩出したる理由如何。』といふやうなものである。文理俱に勝れたものを上々とし、文高く理は平凡なもの理高く文は平凡なものは孰れも上中とする。文理俱に平凡なものは上下、文理はい通ずる者を中上とする。その他は不第とする。

明經は周禮左傳禮記毛詩の各經より四條づゝ、他の經より三條づゝ、孝經論語より通じて三條づゝ、皆經文と注とを併せて詳細に答へさせる。十條通すれば上々とする。例へば周禮と毛詩とから各四條、孝經論語の三條とを併せると十一條になるが十條通ればそれでよい。第三節に記した如く孝經論語は誰も皆必修し他は二經を學べばよい。八通れば上中、七は上下、六は中上とする。たとへ七六でも孝經論語が不通であり、一經が全く不通であれば不第である。

進士は治國の要務についての論文を書かせる。これを時務策といふ。例へば論語子路篇から題を採つて『既に庶なり、又富まさんには其の術如何。』といふ類である。これを二條と文選から七箇所爾雅から三箇所諳誦させる。論文諳誦ともに全通したのが甲、論文は二つとも良く諳誦が六箇所以上通れば乙とする。その他は不第とする。

明法は律七條と令三條を問ふ。全通を甲とする。八以上を乙とす。その他は不第とする。

さてこれらの點を得て任官された時の位階は次のやうである。

秀才上々第

正八位上

秀才上中第

正八位下

明經上中第

從八位上

進位甲第

從八位下

進士乙第

明法甲第

大初位上

進士乙第

大初位下

秀才明經はもし蔭位ある者なら蔭位に一階を加へて叙位任官せられる。又秀才明經が孝悌の評判がよくて表彰された時は本表の位階に一階加へる事になつてゐる。

秀才明經の上下と中上とは大寶令では捨てられてゐたが、延暦二十二年から次のやうに叙することになつた。

秀才上下第

大初位上

秀才中上第 明經上下第 大初位下

明經中上第 少初位上

これら前後の叙位の表を比較すると五位以上の子孫は大學にはいらなくても、又入學して貢舉に失敗しても叙位されるし、及第すれば尙更よい。六位より八位までの者の子は入學を許されて苦學しても低い官位にしか上れない。

當時は學問即ち漢學を必要なる修養としたことは言ふまでもない。平安朝中期以前は學殖ある者が才能を揮ふ事が出來たし、又朝廷も之を重用した。故に官吏となるには學問のある方がよい。しかし必ずしも貢舉に及第する必要がなかつた。唯六位以下八位までの者の子で無位の者は貢舉によつて出世する機會があつた。しかし大學は此等の子弟を入學させるのを主目的にしてゐないのである。まして無位の者、又は初位(従八位下)の者の子には大學は延喜以前は殆ど鎖されてゐた。けれども此等の者も選叙令によれば私塾に通ふか、もしくは獨學して貢舉に應じることが出來た。但し延喜式では大學の生徒でない文章生の試問には應じることが許されなかつた。尙貢舉に及第しなくつても特別任用の道はあるから益々大學は官吏養成とは縁が遠い。

大學に入學する權利を生れつきに持つてゐる五位以上の者の子及三位以上の子孫は官吏になるだけなら大學に入つて苦しむ必要はない。貢舉に及第しても蔭位を一階加へられるだけである。餘程特志な者でなければ入學をする氣にならない。夕霧が大學へ入つた時もある博士が『世界の榮花にのみ戯れ給ふべき御身を以て窓の螢をむつび枝の雪をならし給ふ志』をしきりに歎稱してゐる。従つて朝廷からあつく獎勵し、世の中も漢文學に熱中するやうな時代でなければ大學は繁昌しない。

一體當時は大學において五位以上の子孫と六位乃至八位の者の子とはごんな比になつてゐたらうか。とても詳しい事はわからないが、類聚符宣抄第九の中に文章生の試験及明經准得業の試験を受けた學生即ち明經生の名が三十三人ある。それを調べてみると

(一) 位階ある者及びまだ年少で
位階を授からぬ蔭子孫

一八人 四五パーセント

内譯 蔭子孫

一二

王

三

其他

三

(二) 位階なき者

一五 四五パーセント

其他とあるは年齢二十五歳を越え自己の功勞で叙位された者であらうと思ふ。

大寶令では二十五歳以上の者は普通は在學を許さないが、後には三十歳までとなつた。位階なき者にも書記するを脱したのがあるかも知れない。尙右の時代は仁明天皇の承和十四年から冷泉天皇安和二年まで百二十二年に跨つてゐる。こんな少い數では五位以上の子孫と六七八位の子との比は推定できないが、ほゞ常に右のやうな比になるか又は第一類の者の方がもつと多くなるだらうと思ふ。續日本紀以下の史料を一々搜つて學生の位階姓名の載せられてゐるものを全部集めてみると好いのであるが、とても今すぐに出來ない。一通り讀んでみたあとで位階のある學生又は今は年が若いから位はないがその中に授けられる蔭子孫の學生等の方が多かつたやうに頭に残つてゐる。五位以上の官吏は皇族各宮家の職員を除いて大寶令では一四三人ある。實際は兼官が多いから官吏の數はもつと減じる。之に比して六七八位の官吏は遙かに多く皇族の家令を省いて八六〇人ほどある。これにも兼任があるから實際はもつと減じる。しかし又現在職事がなくて唯位だけある者もある。だから五位以上と六七八位の者を比較したら略々右のやうな比になると思はれる。その子が大學に入學する時五位以上には制限なく六七八位には制限が

あるから、ざつと前表のやうになるかも知れない。

八

もし官吏養成といふ意味を、大學出身でない者を官吏に任用しない、或は任用しても重用しないと言ふ意味ならば前からの叙述に照して明かに誤つてゐる。今日陸軍大學を卒業しないと將官に上り難いと言ふ意味と同じ意味で令の大學を官吏養成といふ人あらば誤つてゐると思はれる。今日奏任文官に任用せられる爲には普通は高等文官試験を通過しなければならぬ。そしてこの試験に合格する者は大學法學部出身の者が多いから、法學部は官吏養成の機關であると言へば誤解ではないかも知れないが、しかし牽強の説たるを免れまい。大學寮を官吏養成機關と見るのはこの類に近いと思はれる。

尙他の方面からもこの事を證明できる。平安朝初期に多くの私學が出来た。そうして藤原氏の勸學院だけでもある時代には大學よりも學生が多かつたといふ。弘文院その他をも加へれば此等の學生は大學よりも少くはなかつた事と察せられる。又私塾が多かつた。殊に菅原氏は代々一流の學者を出したので其の門に學ぶ

者が多かつた。従つてその門人は朝野に満ちてゐた。道眞が流謫せられた後、時平が菅門に學業を受けた諸有司を放逐しようとした時、三善清行は上書して諫めたが、その中に

外帥(菅公)は累代の儒家、その門人弟子は諸司に半ばす。若し皆遷謫すれば恐らく善人を失はん。云々

と言つてゐる。この中にはもとより大學における文章生學生出身の者もあらうし私塾の出身も有つたらう。誇張があるにしても偉大なる勢力である。時平もすぐその企を止めた。その外碩學鴻儒は各門戸を張つて門弟を集めた。中には勅命によつて私塾を開いた者もある。明法博士讃岐永直は律令に精しく、嘗つて文徳天皇が律令の宗師と宣はせられた程である。晩年骸骨を乞うて老を養つてゐたが、天皇はその才學を惜しみ、希望の明法生はその私宅において講述を受くべしと勅命せられた。永直は命を承り閑臥しつゝ律令を講じたが、講義の終つた時に式部省はその爲にわざ／＼講竟之禮(終業式)を行つたので、明法家は皆之れを光榮として羨んださうである。(三代實錄卷三)

即ち官吏となるのには大學を出るのも一の道である。しかし他の道を探つても

よいのである。大學に入學しても官吏となるには、格別の特典は無かつたやうである。唯成績のよい者や特別の事情ある者には學問料を給與して貰へることである。此れも大學に限つた事でなく、和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院の如き私學は皆給費制度を採用してゐた事は疑のない事實である。宇津保物語祭の使の卷によると弊衣憔悴して苦學してゐるのは大學生で、勸學院の學生は財をつくして華やいでゐたやうである。宇津保物語は平安中期の始に出來た物語である。

九

教官が學生を貢舉の試験に推舉するのにもいろいろの弊習があつた。

平安朝初期は別として、中期以後は俊秀な學生がゐなかつたから、教官は才能を十分に調べないで推舉する。従つてその間に不公平の沙汰が起る。三善清行の封事の其四の中で前に引用した續に

博士等、貢舉の時至る毎に唯歷名を以て士を薦め曾て才の高下、人の勞逸を問はず。請託是に由つてまゝ起り、濫吹之が爲に繁く生ず。權門の餘唾に潤ふ者は羽翼を生じて青雲に入り、闕里の遺蹤を蹈む者は子矜を詠じて疊舎を辭す。云々

學生でも文章生の試をうけて及第したり、得業生になつたもの又はそれでなくても學問料を貰つてゐるものはよいのであるが、その他の者はみじめな生活をしてゐたらしい。稍後に下るが一條天皇の長徳元年七月二十日に大外記兼博士主税助播磨介中原致時が奏狀には

謹んで案内を検するに令條載するところの學生四百人は是れ明經の生徒也。

各々爰輒の勤を積み同じく拾芥の思を企つと雖も、然も猶得業生四人の外は又曾て立身の階なし。是によつて遂古以來上古以來の意道の選舉に依つて氏の貴賤を任ずる毎年必ず二三人にして諸司の二三分に拜せらるるのみ。

遂古とは何時頃から指示してゐるのか全く不明であるが、平安朝初期でも奈良朝でも大學が官吏を供給したことはかゝる少數なものでは無かつたらうか。平安朝初期は學生の種も良かつたが延喜以後は非常に悪くなつたらしい。清行の封事でも分るが、尙宇津保物語祭の使の巻を見ると次のやうな話がある。

勸學院に遣唐の大辨藤原成蔭の一男に季英といふ學生があつた。略して藤英と言ふ。早く父に死別れ、七歳で入學し二十餘年の間苦學したけれども博士達はその才を嫉んで少しも貢舉に推舉してくれない。時に源正頼とて大學と勸學院との兩

方の別當第七節參照)を兼ねてゐる人があつた。或時博士文章生以下多くの者が別當の邸宅へ參つて詩をつくつた。藤英が一行の中へ加はらうとするのを博士以下多くの者が邪魔をしたが正頼の家來の中に藤英の才を見知つてゐる人があつて一行に加へてやる。しかし博士は藤英の作つた詩を披講しない。時刻も移つてから藤英は自作の詩を聲はりあげて朗吟する。正頼は聞きつけて『今日の詩作中に聞かなかつた詩である。』とてその名を問ふ。博士以下再び之を妨げるが、正頼は遂に藤英を側近く呼寄せせる。正頼から素性を聞かれるまゝに藤英は今までの苦境を詳しく語る。

窓に光明かなる朝は眼も交はさず守る。光を閉づる夕は草叢の螢を集め冬は雪を集へて部屋に集へたること年重りぬ。然あれど當時の博士哀れみ淺く貪欲ふかくして料賜はらで今年二十餘年になりぬるに一の職あてず。兵を業として惡を旨として博打狩漁に進める者の昨日今日入學して黒し赤しの悟りなきが策論文奉るを、序を越して季英多くの序をすぐしつ。

と訴へてゐる。此らにも誇張もあるに相違ないが、全く僞ではあるまい。無頼の徒が在學してゐたのも僞ではない。今昔物語二十三(宇治拾遺卷二にも)に相模の節會

に諸國から召された相模取ごもが大學の學生に喧嘩を賣られてさんぐに相模取が力業でいぢめられる話がある。これらは平安朝中期の話であるが、これは延喜式によつて入學が樂になつたのと、世が亂れた爲である。

一〇

次に平安朝初期の私學と大學との關係を述べる。私立學校といふからちやんと教官が毎日講義してゐたやうに思はれるが、そんな様子は無かつた。私立學校とか私學とか言ふから紛しいが、かゝる名稱も多分明治のものであらう、弘法大師の創めた綜藝種智院は別として、和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院、橘氏の學館院、王氏諸生のための獎學院は皆大學寮の別曹である。この中學館院は少し離れて大學より五町ほど西にあり、今の京都市西の京冷泉町にあつたが、伊呂波字類抄、弘文院は大學寮の南に、勸學院と獎學院とは更にその南に東西に相對して建てられてあつた。菅原大江氏がその門弟の爲にたてた文章院は大學寮の敷地内にあり、これは尙更大學の曹子の一であつた。曹子とは部屋とか局の意味であるが、こゝでは學生の寄宿してゐた室及び寄宿舎の全建築をさしてゐる。學生は一人々々曹子を宛はれ、その中に机

を置き書籍その他の雜具を置いて勉強してゐた。各私學の敎官と言ふ者が史乘に少しも傳へられてゐない。これは傳を失つたのでなくして事實無かつたのであらう。それは大學の別曹たる各私學の學生は大學へ通つて大學の博士の講義を聞いたものらしい。別曹とは此の意味の名詞である。橘氏の學館院だけは始は別曹でなかつた。仁明天皇の嘉祥三年に建てられそれから百十四年して村上天皇の康保元年に始めて別曹に編入せられた。なせ別曹に入れてもらふ必要があるか、恐らくかういふ理由であらう。私學は一族一門の子弟を入れるから大學にはいけない者もはいれる。好學の青年が大學に入れない場合でも私學にはいれる。しかし別曹にしてないと私學において、特別に學者を招聘しなければならぬ。當時の學者はめつたに民間に遊んでゐないからさう思ふやうに招聘できない。だから別曹にしておくのかと思はれる。

前に引用した宇津保物語の藤英は明に勸學院西の曹司の學生であり、自らもさう名乗つてゐるが、又

遣唐の大辨成蔭のおどゞの一男としてれう察が料か明かでない。賜はれる文屋童に侍り云々

と言つてゐる。文屋とは大學の和名であつて大學寮を文屋之司といひ、大學頭は文屋のかみといふ。同様に大學の學生を「ふんやわらは」といふのである。然しここではもと大學生の意味の文屋童が轉じて一般學生の意味をも持つやうになつたと考へられない事もない。右引用文の少し次に

七歳にて入學して今年は二十一年、それよりいらい眼のぬけ臓の盡きんを期に
定めて大學の窓に光朗らかなる朝は眼も交さず守る。云々

とあり、こゝに明に大學の講堂に勉強したことが記されてゐる。そうして勸學院の學生にも朝廷から學問料を賜つた事はこの藤英の記事で明瞭である。(第十節參照)かう考へて來ると綜藝種智院以外の私學は大學から獨立したものでなく、官立大學附屬の私立寄宿舎とも言ふべきものであつたと思はれる。殊に文章院は私學と見る人もあるが、又大學の一部と見る人もある。北畠親房の神皇正統記清和天皇の條に

大學寮に東西の曹子あり。菅江の二家はをつかさざりて人を教ふる所なり。

とある。古事類苑は大學寮の一部として説明してゐる(文學部二十八)。これは延暦の終に菅原清公と大江音人とが奏請して建てて自家の門人を養つたものであるが、

殆ど純粹に大學の一部をなしてゐて、現に後冷泉天皇の康平年中に文章院が大風で顛倒した時、大學寮の廟倉の盛殿を借りて臨時代用してゐたのである。

源氏物語少女の卷に夕霧が

入學といふ事させ給ひてやがてこの院の中に御曹子作りてまめやかに才深き師にあづけ聞え給ひては學問せさせ奉り給ひける。……つと籠り居給ひていぶせきまゝに殿を『辛くもおはしますかな。かく苦しからでも高き位に上り世に用ゐらるゝ人はなくやある。』と聞え給へど云々。

この引用中の院とは明に大學寮の内ではない。勸學院を院とのみ云ふ例は少ないから此も勸學院であらうかと思はれもするけれど「此の」と言ふ代名詞があるから「此の」の指してゐる院を前へ探して行くと源氏の君の屋敷の二條院となる。この例でみると自宅で勉強してゐる例もあることゝなる。夕霧は後に文章生になつてゐる。文章生になる者は延喜式には必ず寮に住むべき筈であるが、夕霧のやうな例のあるのは延喜以後令制が亂れたためであらう。

又右の引用文にも示す如く學生は一人の博士又は他の教官を一人選び、その人を永く師と仰いで修學したものと見える。又前記の通り在學年數の定らないこと宿舍にとちこもつて勉強することの多いこと、その邊の事情は今日から見ると學校といふよりは家塾に近い形式では無かつたらうか。

さて又當時の官人は原則として一の官職には相當の位階が定まつてゐるから、本人の勳功を賞してその位階が進められると、その職を退いて昇つた位に相當する職に轉じなければならぬ。もとより位より卑い職を執ることもあり、又高い職に當ることもあるがこれは例外である。故に大學の教官になつても永く續かない、もし朝廷において教官の職を永く續けさせようとするれば位を昇進させ、それに相當する職に任ずると同時に博士の職を兼ねさせるのである。だからもし學生にして眞に或る教官の學徳を慕うてその退職後もその教を受けようとするれば必ずその私宅に附かねばならない。こゝに私塾の流行する一の原因があつた。

従つて第一流の碩學が必ずしも大學に集らない。又教官の定員が少く、かつ今日

の如く随時に官制を改めて講座の數を増して教授の定員を増したり、講師を囑托したりできぬ時代であるからたとへ大學寮教官に一流の鴻儒を集めえても、それ以外に他の職務を執つてゐる一流の鴻儒の方が多くはなからうか。例へば吉備眞備が東宮學士として時の春宮の侍讀を務めてゐた時、その後筑前守となり又その他色々の職についてゐた時その頃の大學の博士例へば紀淨人の如きは恐らくこの人より學殖が低かつたであらう。當時の大學は今日の如く碩學を集めることが出来ない従つて一代學術の淵叢たるにはどうも不十分であつた。

當時の大學の設備については釋奠を執行するために孔子及びその高弟を祀り、祭器を備へてあつたことは勿論である。圖書については不幸にして知る事が出来ない。日夜研鑽するといふものゝ古人の註解を博覽強記し、作詩作文に巧を競ふにすぎないのであるが、博覽のために相當多數の書冊があつたらうと思ふ。弘文院について日本後記卷八に

和氣廣世……大學南邊に私宅を以て弘文院を置き内外經書數千卷を藏す云々。とある。延喜式には寮家の官書は三年に一度曝涼し、その仕事は諸學生に命じてやらせた。學生はこれら官書を寮中において讀閱することは許してあるが他人に轉

貸するを特に禁じてある。その當時は目録もあつた筈で、これも式に規定してあるが、今日傳らないから詳細なことは分らない。太宰府の府學は前記の如く大學に次ぐ大きいものである。所が稱徳天皇の御代の神護景雲三年太宰府の奏狀には

此の府は人物殷繁にして天下一の都會なり。子弟の徒、學者や、衆し。而して府庫にたゞ五經を蓄へて未だ三史の正本あらず。涉獵の人々その道廣からず。伏して乞ふ。列代の諸史各一本を給ひ、管内に傳習して以て學業を興さん。

よつて詔して史記、漢書、後漢書、三國志、晋書各一部を賜給せられた事があつた。この年より後十一年目に府學には二百人の學生があると奏上してゐる。府學の盛んになつたのは此より先聖武天皇時代に言備眞備が太宰府少貳となつて赴任した時に學問を奨勵した爲であつたらしいから、此の頃も尙二百人ほどの學生はあつたらう。しかるに備附の圖書の貧弱なることは右の奏狀の通である。これから推して大學もあまり多くを藏してゐなかつたかも知れない。恐らく中務省の圖書寮の方が遙かに多くを藏してゐたことであらう。

大學寮は今日の大學とは全く性質を異にしてゐることは上述の通である。最高

學府として學術の蘊奥を究める爲の大學ではなかつた。世に大學寮をユニヅァーシチーと解し又然く譯する人が多い。それはでも尙その當時大學以上の學校がなかつたから最高の學校であると言ふなら、足利學校も昌平校もその時々ユニヅァーシチーと言へるであらう。(大正十一年六月)

註 第四節

訓讀が應神天皇の御代王仁に始るとする學者は松下見林(本朝學源浪華抄)、本居宣長(漢字三音考)等がある。吉備眞備が片假名を發明したといふ傳説から、訓をこの人を訓點の發明者に擬したのは雨森芳洲(たはれ草)太宰春臺(和讀要領)等である。菅公の發明に擬する人もある。

平安朝にない文法で奈良朝特有の文法が漢文訓讀法に残つてゐるといふ説は山田孝雄氏の奈良朝文法史に詳説されてゐるか、それを参照していただきたい。